

宮崎保健福祉専門学校学則

第 1 章 総 則

(目 的)

- 第 1 条 本校は、教育基本法及び学校教育法に則り、高等学校教育の基礎の上に、社会福祉及び保健の分野にわたり、専門教育を施し、広く社会の要請に応えることを目的とする。
2. 本校は、人材の養成に関する目的を定め、公表するものとする。
3. 本校は、第 1 条に定める本校の目的を達成する為、教育研究活動等の状況について毎年度自ら点検及び評価を行うものとする。自己点検評価について必要な事項は別に定める。

(名 称)

- 第 2 条 本校は、宮崎保健福祉専門学校と称する。

(所 在 地)

- 第 3 条 本校の所在地を、宮崎県宮崎市清武町木原 5 7 0 6 番地に置く。

第 2 章 課程及び学科・修業年限・定員並びに休業日

(課 程)

- 第 4 条 本校の課程及び学科並びに修業年限・定員・学級数は次のとおりとする。

課 程 名	学 科 名	修業年限	入学定員	学級数	総定員
社会福祉専門課程	介護福祉学科	2 年	3 5 名	1	7 0 名
社会福祉専門課程	精神保健福祉学科	1 年	4 0 名	1	4 0 名
医療専門課程	作業療法学科	3 年	3 5 名	1	1 0 5 名

(学 年 の 始 期 及 び 終 期)

- 第 5 条 本校の学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。
2. 課程の学期は、次のとおりとする。
- 前学期・・・4 月 1 日から 9 月 3 0 日まで
- 後学期・・・1 0 月 1 日から 3 月 3 1 日まで

(休 業 日)

- 第 6 条 本校の休業日は、次のとおりとする。
- (1) 土曜日
- (2) 日曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (4) 春期休業 3 月 2 1 日から 4 月 4 日まで
- (5) 夏期休業 8 月 1 日から 8 月 2 0 日まで
- (6) 冬期休業 1 2 月 2 6 日から 1 月 5 日まで
- (7) 開校記念日 1 1 月 2 2 日
2. 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情がある場合は、休業日においても授業を行うことがある。
3. 天災地変その他緊急の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。
4. 校長は必要に応じ、休日を変更し臨時休業を行うことができる。

第 3 章 教育課程、授業時間数及び教職員組織

（教育課程の編成）

- 第7条 授業科目は、その内容により一般教育科目及び専門教育科目並びに演習・実習の別に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。
2. 介護福祉学科、精神保健福祉学科及び作業療法学科の時間割は、別表1、別表2及び別表3に定める。
 3. 授業科目の単位数は、学校教育法及び専修学校設置基準に基づき1単位を標準として、45時間の学修を必要とする内容をもって構成する。
 4. 講義及び演習は15時間から30時間、実験・実習は30時間から45時間の範囲で1単位として本校が定める。

（授業の方法）

- 第8条 授業の方法は、講義、演習及び実習とする。

（単位の授与）

- 第9条 1つの授業科目を履修した者に対しては、試験の上60点以上の者に単位を与えるものとする。
2. 追試験及び再試験については、別途定める。
 3. 第7条に掲げる各科目（実習を除く）の出席時間数が3分の2に満たない者については、当該科目の履修を認定しない。
 4. 実習の出席時間数が第7条に掲げる時間数の5分の4に満たない者については、当該科目の単位を認定しない。
 5. 教育上有益と認めるとき、理学療法士作業療法士養成施設指定規則別表第1備考2に規定する学校を卒業または中途退学した者の、入学する前に修得した単位を、本校における講義科目の履修とみなし、単位を与えることができる。ただし、その認定は本人からの申請により、職員会議を経て校長が決定する。

（卒業の要件）

- 第10条 介護福祉学科の卒業の要件は、本校に2年以上在学し、第7条に規定する授業科目の区分ごとに本校が定める全ての単位を修得することとする。
2. 精神保健福祉学科の卒業の要件は、本校に1年以上在学し、第7条に規定する授業科目の区分ごとに本校が定める65単位以上を修得することとする。
ただし、第15条に規定する入学資格において（2）のイ、ウ、エに該当する者はソーシャルワーク実習指導及びソーシャルワーク実習を除く56単位以上を修得することとする。
 3. 作業療法学科の卒業の要件は、本校に3年以上在学し、第7条に規定する授業科目の区分ごとに本校が定める全ての単位を修得することとする。

（授業の終始期）

- 第11条 本校の始業及び終業の時刻は次のとおりとする。
午前8時50分から午後4時40分

（教職員の組織）

- 第12条 本校に、次の教職員を置く。
- | | |
|------------|-------|
| （1）校長 | 1名 |
| （2）専任教員 | 12名以上 |
| （3）事務職員 | 3名以上 |
| （4）学校医（嘱託） | 2名 |
2. 校長は、校務を司り、所属職員を監督する。

(教 員 会)

第13条 本校に教員会を置く。

2. 教員会は専任教員をもって構成する。ただし、必要のある場合は、学校長は兼任教員に出席を求めることができる。
3. 教員会は次の事項を審議する。
 - (1) 学則及び諸規定に関すること
 - (2) 教育課程に関すること
 - (3) 学生の身分に関すること
 - (4) 学生の厚生補導に関すること
4. その他、学校組織・運営に関する細目は別に定める。

第 4 章 入学、休学、復学、編入学、退学、卒業及び賞罰

(入 学 等 の 決 定)

第14条 入学、退学、休学等については、校長がこれを定める。

(入 学 資 格)

第15条 入学資格は、次のとおりとする。

(1) 社会福祉専門課程 介護福祉学科

ア～ウ はいずれかに該当している者。

- ア. 学校教育法の規定により大学に入学することができる者。
- イ. 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者。
- ウ. 日本国以外の国籍を有し、外国において学校教育における12年の課程を修了した者。または、これと同等以上の資格を有すると認められる者で入学しようとする年の3月までに修了見込みの者。
 - ① 出願時において出入国管理及び難民認定法における「留学」の在留資格を有する者、または入学までに同資格の取得が見込まれる者。
 - ② 入学後の学修に支障がない程度の日本語能力を有する者。
※日本語能力試験(JLPT)のN2以上に合格していること。または、それに準ずる日本語能力を有していると認められること。
 - ③ 本学在学中の学費及び生活費を確実に支弁できる経済力がある者。
(これを証明する書類の提出を求める場合があります。)
 - ④ 法務省告示の日本語教育機関で1年以上の日本語学習歴を有する者、またはこれに準ずる者。

(2) 社会福祉専門課程 精神保健福祉学科

- ア. 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)を卒業した者
- イ. 短期大学等(修業年限3年に限る)を卒業し、指定施設において1年以上の実務経験を有する者
- ウ. 短期大学等または高等専門学校を卒業し、指定施設において2年以上の実務経験を有する者
- エ. 指定施設において4年以上の実務経験を有する者

(3) 医療専門課程 作業療法学科

- ア. 学校教育法の規定により大学に入学することができる者
- イ. 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

（入 学 時 期）

第16条 本校の入学時期は毎年4月とし、施行については校長がこれを定める。

（入 学 手 続 ・ 許 可）

第17条 本校の入学手続は次のとおりとする。

- （1）本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載して、第24条に定める入学検定料を添えて指定期日までに出席しなければならない。
- （2）前号の手続を終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
- （3）本校に入学を許可された者は、入学許可の日から7日以内に第24条に規定する所定の納入金を納入するとともに、保証人2名（内1名は親権者またはこれにかわる者）を定め、次の書類を添えて入学の手続を取らなければならない。
 - ア．誓約書 （用紙は、本校で交付する）
 - イ．住民票 1通

なお、所定の期日までに入学手続きをしない者は、入学資格を取り消す。

（休 ・ 復 学）

第18条 学生が疾病その他やむを得ない事由によって休学する場合は、別に定める休学届にその理由を記載の上、医師の診断書等を添えて提出し、校長の許可を受けなければならない。

2．休学の期限は2年を限度とする。

3．休学した者が復学しようとする場合は、復学することができる。

（自 主 退 学）

第19条 退学しようとする者は、別に定める退学届にその理由を記載の上提出し、校長の許可を得なければならない。

（転 ・ 編 入 学）

第20条 他校、他学科からの転入学（編入学を含む）は、第9条の5に定める通り職員会議を経て校長が決定する。

（卒 業）

第21条 本校所定の課程を修了した者には、学習評価の上、卒業証書を授与する。

2．前項により社会福祉専門課程介護福祉学科を修了した者には、専門士（社会福祉専門課程）の称号を授与する。

3．また、医療専門課程作業療法学科を修了した者には、専門士（医療専門課程）の称号を授与する。

（褒 賞）

第22条 成績優秀にして他の模範となる者は、褒賞することがある。

（退 学）

第23条 次の各号の一つに該当する者には、退学を命ずることがある。

- （1）性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- （2）学力劣等で、成績向上の見込みがないと認められる者
- （3）正当な理由なく、出席が常でない者
- （4）学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- （5）正当な理由なく、納入金を期日までに納入しない者

第 5 章 入学検定料、入学金、授業料その他

(入学検定料、入学金、授業料その他)

第 2 4 条 本校の入学金、授業料等は、次のとおりとする。

事項 \ 学科名	介護福祉学科 (円)	精神保健福祉学科 (円)	作業療法学科 (円)	備 考
入学検定料	30,000	30,000	30,000	学則第 17 条
入学金	200,000	250,000	300,000	学則第 17 条
授業料 (年額)	600,000	500,000	900,000	
施設設備費 (年額)	150,000	150,000	200,000	
実験実習費 (年額)	150,000	200,000	200,000	

2. 授業料、施設設備費、実験実習費（以下「授業料等」という）は、別に定める学費納入取扱細則に基づき所定の期日までに本校が指定する指定金融機関当座預金口座へ振込み送金の手続を完了するものとする。
3. 授業料等は、前期と後期に分けて分納することができる。この場合において納入期日は、前期分 3 月 31 日、後期分 9 月 30 日とする。
4. 授業料等は、1 年度分を前納することができる。ただし、前納後に退学により在学しないこととなった期間が前期、後期のいずれかの全部に及んだときは、そのいずれかに対する授業料は、これを還付する。
5. 授業料等の滞納が 5 日以上に及んだ者に対しては、その納付が終わるまでの期間は、授業を停止することがある。また、授業停止後、なお授業料を納入せず 1 月を経過した場合は、退学を命ずることがある。
6. いったん納入した入学検定料、入学金及び授業料等は、特に定めのある場合のほか、これを返還しないものとする。
7. 第 10 条 2 において、ソーシャルワーク実習の履修を免除された者に関しては、実験実習費を免除することができる。

第 6 章 健康診断

(健康診断)

第 2 5 条 学校においては、別に法律で定めるところにより、学生及び教職員の健康の保持増進を図るため、健康診断を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならない。

附 則

この学則は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は平成 16 年 2 月 21 日から施行する。

この学則は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は平成 19 年 7 月 5 日から施行する。

この学則は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は平成 22 年 2 月 12 日から施行する。

この学則は平成 22 年 5 月 17 日から施行する。

この学則は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(1) (授業料の適用)

改正後の第 24 条 (授業料) の規定は、令和 9 年度入学生から適用する。

(2) (受験料の適用)

改正後の第 24 条 (受験料) の規定は、令和 8 年度に実施する入学試験から適用する。

介護福祉学科教育課程表

分野	教育内容	科目	単位	時間数			第1学年			第2学年			備考
				講	演	実	講	演	実	講	演	実	
人間と社会	人間の理解	人間の尊厳と自立	2	30			30						
		人間関係とコミュニケーション	2	30			30						
	社会の理解	コミュニケーションの基礎	4	60			60						
		社会の理解	2	30			30						
	選択科目	社会保障と支援制度	4	60					60				
		生物学	2	30			30						
	小計		16	240	0	0	180	0	0	60	0	0	
介護	介護の基本	介護の基本Ⅰ	2	30			30						
		介護の基本Ⅱ	2	15	45		15	45					
		介護の基本Ⅲ	2	30						30			
		リハビリテーション	2	30						30			
		介護と安全	2	30						30			
	コミュニケーション技術	コミュニケーション技術Ⅰ	1	15			15						
		コミュニケーション技術Ⅱ	1		30			30					
		コミュニケーション技術Ⅲ	2	30						30			
	生活支援技術	くらしを考える	2	30			30						
		こころよい環境	2	30			30						
		生活支援技術A	2	15	45		15	45					
		生活支援技術B	2		45			45					
		生活支援技術C	2	15	45		15	45					
		家事支援技術	2	15	30		15	30					
		終末期の介護	2	30						30			
	介護過程	介護過程の基本	1	15			15						
		介護過程の展開Ⅰ	1	15			15						
		介護過程の展開Ⅱ	1		30						30		
		介護過程の展開Ⅲ	3		90						90		
	介護総合演習	介護総合演習Ⅰ	1		30			30					
		介護総合演習Ⅱ	3		90						90		
	介護実習	介護実習Ⅰ-A	5			150			150				
		介護実習Ⅰ-B	1			30						30	
		介護実習Ⅱ	7			270						270	
	小計		51	345	480	450	195	270	150	150	210	300	
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	人間の成長と発達	2	30			30						
		高齢者のこころとからだ	2	30			30						
	認知症の理解	認知症と社会	2	30			30						
		認知症に伴うこころとからだ	2	30			30						
	障害の理解	障害と社会	2	30			30						
		障害に伴うこころとからだ	2	30			30						
	こころとからだのしくみ	こころとからだの知識	2	30			30						
		こころとからだのしくみA	2	30			30						
		こころとからだのしくみB	2	30			30						
		こころとからだのしくみC	2	30			30						
	小計	小計	20	300	0	0	300	0	0	0	0	0	
医	医療的ケア	医療的ケア	4	70						70			
合計		合計	91	955	480	450	675	270	150	280	210	300	
				1885			1095			790			

(別表3)

作業療法学科教育課程表(令和8年度入学生より適用)

	科 目	単位	時 間 数			第 1 学 年			第 2 学 年			第 3 学 年		
			講	演	実	講	演	実	講	演	実	講	演	実
基 礎 分 野	科学的思考の基盤・ 人間と生活	文 学	1	16		16								
		倫 理 学	1	16		16								
		心 理 学	2	30		30								
		法 学 概 論	1	16		16								
		社 会 学	1	16		16								
		統 計 学	1	16		16								
		情 報 科 学	2	30		30								
		英 会 話	2	30		30								
		医 学 英 語	2	30		30								
		社 会 の 理 解	2	30		30								
専 門 基 礎 分 野	人体の構造と機能及び 心身の発達	小 計	15	230		230								
		解 剖 学 I	2	30		30								
		解 剖 学 II	3	46		46								
		解 剖 学 演 習	1		30		30							
		生 理 学	3	46		46								
		生 理 学 実 習	1		44		44							
		運 動 学	3	46		46								
		運 動 学 実 習	2		90					90				
		人 間 発 達 学	2	30		30								
	疾病と障害の 成り立ち及び 復過程の促進	小 計	17	198	30	134	198	30	44		90			
		一 般 臨 床 医 学	1	20		20								
		病 理 学	1	16		16								
		公 衆 衛 生 学	1	16		16								
		臨 床 心 理 学	2	30		30								
		内 科 学	2	30		30								
		整 形 外 科 学	2	30		30								
		神 經 内 科 学	2	30		30								
		脳 神 經 外 科 学	1	16				16						
		精 神 医 学 (I)	2	30		30								
		精 神 医 学 (II)	2	30				30						
		小 児 科 学	2	30		30								
	回	老 年 医 学	1	16		16								
		臨 床 薬 学	1	16				16						
		画 像 診 断	2	30				30						
		小 計	22	340		248		92						
	ハ ビ リ テ ー シ ョ ン の 理 念	リハビリテーション概論	2	30		30								
		リハビリテーション医学	2	30		30								
		地 域 連 携 特 論	2	30				30						
		小 計	6	90		60		30						

		科 目	単位	時 間 数			第 1 学 年			第 2 学 年			第 3 学 年		
				講	演	実	講	演	実	講	演	実	講	演	実
専 門 分 野	療 法 学	作 業 療 法 概 論	1	16			16								
		基 礎 作 業 学	2	30			30								
		作 業 療 法 技 法 (Ⅰ)	2	30			30								
		作 業 療 法 技 法 (Ⅱ)	4	60					60						
		小 計	9	136			76		60						
	学	作 業 療 法 管 理 学	2	30			30								
		小 計	2	30			30								
	作 業 療 法 評 価 学	作 業 療 法 評 価 学	2	30			30								
		作 業 療 法 評 価 学 実 習	2			90					90				
		職 業 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	1	16					16						
		プ ロ グ ラ ミ ン グ 特 論	2	30					30						
		小 計	7	76		90	30		46		90				
	作 業 治 療 学	身 体 障 害 (Ⅰ)	1	16			16								
		身 体 障 害 (Ⅱ)	2	30					30						
		身 体 障 害 (Ⅲ)	2	30					30						
		身 体 障 害 実 習	1			44					44				
		精 神 障 害	3	46					46						
		精 神 障 害 実 習	1			44					44				
		発 達 障 害	3	46					46						
		発 達 障 害 実 習	1			44					44				
		老 年 期 障 害	3	46					46						
		老 年 期 障 害 実 習	1			44					44				
		高 次 脳 機 能 障 害	2	30					30						
		日 常 生 活 活 動	3	46					46						
		日 常 生 活 活 動 実 習	1			44					44				
		義 肢 装 具 学	2	30					30						
		義 肢 装 具 学 実 習	1			44					44				
		カ ウ ン セ リ ン グ 特 論	2	30					30						
		作 業 療 法 研 究 概 論	1	16	3				16						
		福 祉 用 具 プ ラ ン ニ ン グ	2	30			30								
		作 業 療 法 特 論	1	16									16		
		小 計	33	412		264	46		350		264	16			
	療 法 学	地 域 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 論	2	30			30								
		地 域 福 祉 論	2	30					30						
		小 計	4	60			30		30						
	臨 床 実 習	臨 床 実 習 (Ⅰ)	2			60			60						
		臨 床 実 習 (Ⅱ)	6			240					240				
		臨 床 実 習 (Ⅲ)	24			960								960	
		小 計	32			1260			60		240			960	
		合 計	147	1572	30	1748	948	30	104	608		684	16	0	960
				3350			1082			1292			976		

(別表 2)

精神保健福祉学科教育課程表

科目		単位数	時間数(第 1 学年)		
			講義	演習	実習
共通科目	医学概論	2	30		
	心理学と心理的支援	2	30		
	社会学と社会システム	2	30		
	社会福祉の原理と政策	4	60		
	地域福祉と包括的支援体制	4	60		
	社会保障	4	60		
	障害者福祉	2	30		
	権利擁護を支える法制度	2	30		
	刑事司法と福祉	2	30		
	社会福祉調査の基礎	2	30		
	ソーシャルワークの基盤と専門職	2	30		
	ソーシャルワークの理論と方法	4	60		
	ソーシャルワーク演習	1		30	
専門科目	精神医学と精神医療	4	60		
	現代の精神保健の課題と支援	4	60		
	精神保健福祉の原理	4	60		
	ソーシャルワークの理論と方法(専門)	4	60		
	精神障害リハビリテーション論	2	30		
	精神保健福祉制度論	2	30		
	ソーシャルワーク演習(専門)	3		90	
実習	ソーシャルワーク実習指導	3			90
	ソーシャルワーク実習	6			210
合計		65	780	120	300
			1200		